

◆◆3月末までの開設です!!◆◆

～中小企業雇用問題等「総合支援」事業～

毎週水曜日開設  
相談無料!

就業規則・助成金・雇用トラブル等なんでも相談OK!

### 特別雇用対策相談室

『尾道商工会議所』は尾道市を始め市内経済団体と連携して、「中小企業緊急雇用安定助成金」の相談・申請手続きの支援、また「雇用トラブル」・「就業規則の見直し」等、雇用に関する各種相談にお答えする相談室を開設しております。

開設期間：「平成23年3月末まで」です。開設期間が残りわずかとなりました。雇用や就業規則に関する事で少しでも気になる事がありましたら、今のうちにお気軽にご相談ください。

## 【助成金の紹介】

<実習型雇用支援事業>

<中小企業緊急雇用安定助成金>

<中小企業定年引上げ等奨励金>

<試行雇用(トライアル雇用)奨励金>

## 【就業規則をチェックします】

○ 最新の法律が反映されていますか?

○ 就業規則は的確な対応ができていますか?

平成22年度より労働基準法が改正され、平成22年6月30日より育児・介護休業法が施行されます。また、昨今労務トラブルが増加しており、その際、指摘される可能性が非常に高いのが就業規則の不備です。

現在の規則が実態と食い違っていたり、最新の法律が反映されていないケースは早急に就業規則の見直しが必要です。

当相談室では、貴社の就業規則を拝見し、どこに問題があるのかをチェックいたします。この機会に現在の就業規則の見直しをご検討ください。

<労働基準法の改正ポイント>

- ・60時間を超える時間外労働の割増率アップ  
(※中小企業は当分の間猶予あり)
- ・年次有給休暇の時間単位の取得

<育児・介護休業法改正ポイント>

- ・子育て中の短時間勤務制度・所定外労働の免除の義務化
- ・子の看護休暇制度の拡充
- ・父親の育児休業の取得促進
- ・介護休暇の新設

## 【相談時間】

毎週水曜日9時～16時まで1日最大4件。

- 9時00分 ~ 第1相談時間
- 10時30分 ~ 第2相談時間
- 12時00分 ~ 昼休憩
- 13時00分 ~ 第3相談時間
- 15時30分 ~ 第4相談時間
- 16時00分

※1相談当たり1時間30分です。

※上記よりご都合の良い時間をご指定ください。  
ただし、予約状況によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

【相談は下の申込書に  
記入してFAXを!!】

お問い合わせ・ご予約先

尾道商工会議所

〒722-0035

尾道市土堂二丁目10-3

TEL:0848-22-2165

FAX:0848-25-2450

FAX:(0848)25-2450 尾道商工会議所行き

特別雇用対策相談室 予約申込書	希望日時	平成	年	月	日(水)	時	分	～希望
事業所名	業種					来場者名		
TEL	相談内容							